

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 28 年 7 月 11 日

四日市市長 田 中 俊 行

四日市市規則第 54 号

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則

四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則及び四日市市職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の一部を改正する規則（平成 28 年四日市市規則第 16 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略)</p>	<p>附 則</p> <p>1 (略)</p> <p><u>(初任給に関する経過措置)</u></p> <p><u>2 平成 28 年 7 月 1 日以後に新たに職員となり、その者の号給の決定について第 11 条から第 14 条までの規定の適用を受けることとなるもののうち、新たに職員となった日（以下、この項において「採用日」という。）から、これらの規定による号給（以下、この項において「特定号給」という。）の号数から第 11 条第 1 項の規定による号給（第 13 条の規定により初任給基準表の初任給欄に定める号給とすることができると定められている号給を除く。）の号数を減じた数を別表第 9 に定める昇給号給数表の C 欄の上段に掲げる号</u></p>

給数で除して得た数の年数(1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数。以下、この項において「調整年数」という。)を遡った日が平成28年7月1日前となるものの採用日における号給は、第11条から第14条までの規定にかかわらず、採用日から調整年数を遡った日(平成28年7月1日以後に新たに職員となったもので採用日から調整年数を遡った日が同日の属する年の5月1日(管理職手当の支給を受ける職員で市長が定めるものにあつては、同年の4月1日)以後である場合にあつては、同年の7月1日)の翌日から採用日までの間における第25条に規定する昇給日(平成28年7月1日に限る。)の数に相当する号数に2を乗じた号数(条例第6条第5項の適用を受ける職員においては相当する号数)を特定号給の号数から減じて得た号数の号給とする。

2 (略)

3 (略)

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成28年7月1日から適用する。

(総務部人事課)